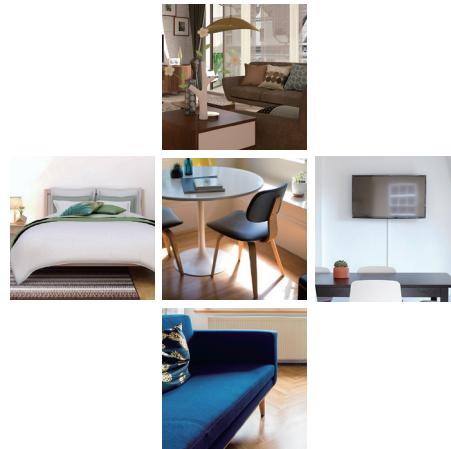


PLUS WIDE



## 家財保険金額の目安

入居人数 世帯主年齢	1名	おとな2名	おとな2名 こども1名	おとな2名 こども2名
29歳以下	300万円	500万円	580万円	660万円
30~34歳以下		650万円	730万円	810万円
35~39歳以下		800万円	880万円	960万円
40~44歳以下		950万円	1,000万円	
45歳以上		1,000万円		

- 上表以外の場合、おとな（18歳以上）1名につき130万円、こども1名につき80万円を加算の目安とします。
- ご契約プランの選択に当たっては、被保険者（入居者）様の家財の資産額にあつた適切な家財保険金額をご選択ください。
- 家財補償は家財保険金額が補償の上限となり、実際の家財の再調達価額に不足していると、万が一の場合に十分な補償を受けられません。  
また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、実際の家財の再調達価額を超えて家財保険金額をお決めいただいても無駄になります。

## 事故が起きた場合のご連絡先

事故受付センター 24時間365日対応

○○ 0120-323-671  
フリーダイヤル

ご契約に関するお問い合わせ（契約内容の変更・解約等）受付時間 午前9時30分～午後5時30分  
土日・祝日・年末年始などの弊社の休業日を除きます。

○○ 0120-576-225  
フリーダイヤル

賃貸住宅にお住まいの皆様の、大切な家財の補償と日常生活での損害賠償や家主さんへの損害賠償をサポートします。

# 賃くらしプラス 安心保険



家財保険



修理費用保険



借家人賠償責任保険



個人賠償責任保険



## 代理店（お問い合わせ先）

## 引受保険会社

近畿財務局長(少額短期保険)第6号  
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社  
〒550-0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号

## パンフレット兼 重要事項説明書



セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

# 賃貸くらし安心保険プラス(ワイド)の補償内容

借用戸室に収容され、被保険者の所有する家財に生じた損害、各種費用と家主または第三者への賠償責任を補償します。このパンフレットは、賃貸くらし安心保険プラス(ワイド)(正式名称:修理費用補償追加特約付き賃貸くらし安心保険)の概要を記載したものです。  
お支払いする保険金の詳細、およびご契約に際しての注意事項は、本「パンフレット兼重要事項説明書」および「普通保険約款・特約集」(弊社ホームページ(<http://www.sjrm-ssi.co.jp>)に掲載)を必ずご一読頂き、内容を充分に理解のうえご契約願います。

■損害保険金および事故に伴う費用保険金 (家財に生じた①～⑪の事故による損害を、再調達額(⑨の事故のうち通貨・乗車券等及び預貯金証書については、損害の額)を基準として補償します。ただし、修繕することができる場合は、修繕費をもって損害の額とします。)

保険金のお支払いの対象となる主な事故		お支払い限度額 (特定の財産につき例外あり)	事故に伴う費用保険			
			罹災時 諸費用	残存物 取扱い費用	臨時宿 泊費用	被災転 居費用
① 火災 (例)火災により家財が焼失した		1回の事故につき 家財保険金額限度	●	●	●	●
② 落雷 (例)落雷でテレビが故障した			●	●	●	●
③ 破裂・爆発 (例)ガス爆発により家財が壊れた			●	●	●	●
④ 風災・ひょう災・雪災 (例)台風で窓ガラスが割れ、雨が吹き込んで家財が水濡れした			●	●	●	●
⑤ 水災 (例)大雨で床上浸水し、家財が水につかり使用不能となった			●	●	●	●
⑥ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突など (例)車両の飛び込みで家財が壊れた			●	●	●	●
⑦ 給排水設備の事故・他戸室での事故による水漏れ (例)上の階からの漏水で、家財が水濡れした			●	●	●	●
⑧ 騒じょう、集団行動に伴う暴力行為 (例)近くで起こった労働争議で家財が壊された			●	●	●	●
⑨ 盗難 (警察届出受理が条件) (例)家財が盗難にあった		1回の事故につき 家財保険金額限度	—	●	—	—
⑩ 不測かつ突発的な事故 (破損・汚損) (例)掃除機を誤ってタンスにぶつけタンスが破損した			—	●	—	—
⑪ 引越し中の家財の損害 (例)転居の引越し作業中に家財を落とし破損した			—	—	—	—

■修理費用保険金 (借用戸室に生じた次の事故による損害で、賃貸借契約に基づきまたは急迫の事情により自己の費用でこれを修理したとき)

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの限度額
損害保険金を支払う①～⑨の事故により借用戸室に損害が生じた場合	修理費用の額。ただし、1回の事故につき 100万円限度
凍結による専用水道管または給湯器の損害(保険期間中1回に限ります)	修理費用の額。ただし、1回の事故につき 10万円限度
窓ガラスの熱割れによる損害	修理費用の額。ただし、1回の事故につき 50万円限度
玄関ドアの鍵の盗取によるドアロック交換費用の損害(保険期間中1回に限ります)	修理費用の額。ただし、1回の事故につきそれぞれ 3万円限度
ピッキング防止費用の損害(保険期間中1回に限ります)	修理費用の額。ただし、修理費用補償追加特約(ワイド10)の場合は、1回の事故につき 10万円限度
不測かつ突発的な事故により借用戸室に損害が生じた場合(自己負担額 3万円)	修理費用の額。ただし、修理費用補償追加特約(ワイド10)の場合は、1回の事故につき 10万円限度

\* 1回の事故について支払われるべき損害保険金、費用保険金、修理費用保険金、ドアロック交換費用保険金およびピッキング防止費用保険金の各保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当会社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

■借家人賠償責任保険金 (被保険者の責めに帰すべき事由による次の事故により借用戸室が損害を受け、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき)

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの限度額
損害保険金を支払う火災、破裂、爆発、給排水設備に生じた事故等に伴う漏水等による水漏れにより借用戸室に生じた損害	損害賠償金等の額。ただし、1回の事故につき借家人賠償責任保険金額限度
不測かつ突発的な事故による次の箇所に生じた損害 【洗面台、便器、浴槽、窓ガラス、照明器具、IHクッキングヒーター】	損害賠償金等の額。ただし、1回の事故につき50万円限度
借用戸室内における被保険者死亡による借用戸室の汚損の損害	損害賠償金等の額。ただし、1回の事故につき50万円限度
借用戸室内における被保険者死亡を直接原因として賃貸借契約が終了する場合の遺品整理費用の損害(上記汚損の損害が支払われる場合に限ります)	損害賠償金等の額。ただし、1回の事故につき50万円限度

## 個人賠償責任保険金（日本国内の次の事故で、他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき）

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの限度額
借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故	損害賠償金等の額。 ただし、1回の事故につき個人賠償責任保険金額限度
被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます)	

※同一の事故に対して支払う保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。

## 修理費用補償追加特約(ワイド10)の保険料(保険期間:2年間) 例

一括保険料	24,000円	26,000円	28,000円
家財保険金額	311万円	505万円	699万円
修理費用保険金額		100万円	
賠償責任保険金額		1,000万円	

## 保険金をお支払いする主な場合と、お支払いしない主な場合

概要をご理解いただくため、簡単な内容にしています。実際のお支払いの判定基準は、複合的要素も加味して判定されますので詳しくは「普通保険約款・特約集」をご参照ください。

### 損害保険金

借用戸室に収容される被保険者の所有する家財に対する損害

#### お支払いする主な場合

隣室からの出火により、家財に損害が出た。(類焼被害)

上階の他人の戸室からの漏水により、家財に損害が出た。

空き巣に入られ、家財を盗まれた。(注1)

(注1) 盗難の場合、警察署への盗難被害の届出が必要です。また、保険の対象により限度額がございますので、普通保険約款等をご参照ください。

#### お支払いしない主な場合

地震による火災で家財に損害が出た。

窓を閉め忘れて外出してしまい、雨水により家財に損害が出た。

駐輪場に置いていた自転車が盗まれた。

### 修理費用保険金

借用戸室の損害に対し、賃貸借契約等に基づき、被保険者が自費で修理した場合

#### お支払いする主な場合

竜巻により瓦が飛んできて、窓ガラスが割れた。

直射日光によるガラス内の温度差により、網入り窓ガラスにヒビが入った。(注2)

借用戸室の玄関ドアの鍵穴に異物を詰められ使用不能となった。(注3)

あやまって借用戸室内の間仕切りドアのガラスを割ってしまった。

(注2) 借用戸室の外部と接している窓に、はめ込まれているガラスに限ります。

(注3) 警察署への被害の届出が必要です。

#### お支払いしない主な場合

地震により窓ガラスが割れた。

エントランスホールに設置された郵便受けを壊してしまった。

外出先で部屋の玄関ドアのカギを紛失した。

老朽化の雨漏りで壁の修理をした。

### 借家人賠償責任保険

被保険者が借用戸室に損害を与えたことによる、貸主に対する損害賠償

#### お支払いする主な場合

タバコの火を消し忘れてしまい、借用戸室を焼失させてしまった。

洗濯機の給水ホースが外れ、借用戸室の床に水漏れ損害を与えてしました。

化粧瓶を落として、洗面ボウルを割ってしまった。

ベランダの掃除の際、誤って窓ガラス(注4)を割ってしまった。

借用戸室内で被保険者が亡くなり、借用戸室に損害(消臭、特殊清掃、遺品整理等)を与えてしました。(注5)

#### お支払いしない主な場合

水道管の老朽化により水漏れが生じ、借用戸室の床が水浸しになった。

備付けの給湯器が故障した。

退去時に床や壁の補修を行った。(原状回復費用は対象外)

結露により、壁や畳にカビが発生してしまった。

(注4) 借用戸室の外部と接している窓に、はめ込まれているガラスに限ります。熱割れによる損害は含みません。

(注5) 遺品整理費用のみのご請求はできません。

### 個人賠償責任保険

被保険者が起した偶然の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償

#### お支払いする主な場合

排水口に設置された洗濯機のホースが外れ、階下の住人の家財に水漏れ損害を与えてしました。

キッチンシンクの排水溝に物が詰まった状態でオーバーフローし、階下の住人の家財に水漏れ損害を与えてしました。

ベランダから物干しざおを落とし、下に駐車していた自動車(他人所有)にキズをつけてしました。

買い物中に誤ってお店の商品を損壊させました。

#### お支払いしない主な場合

共用部分の水道管が老朽化により漏水し、階下の住人の家財に損害が発生した。

友人から借りていたパソコンに、コーヒーをこぼしてしまい壊してしまった。

仕事で訪問先の会社の備品を壊してしまった。

喧嘩をして他人にケガをさせてしまった。

## 【ご契約に当たっての注意事項】

- ご契約に際ましては、重要事項説明書を必ずご一読の上、内容を充分にご理解ください。また、ご加入内容が「お客様のご意向と一致していること」をご確認ください。
- 他の保険契約がある場合には必ずお申出ください。(他の保険契約が弊社の場合、同一被保険者が重複して加入できません。)
- 事故が起こったとき、または転居などご契約内容に変更が生じたときは、直ちに弊社または代理店までご連絡ください。

## 「賃貸くらし安心保険プラス(ワイド)」重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

◎この書面は「賃貸くらし安心保険プラス(ワイド)」の商品内容をご理解いただくために特に重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」)をわかりやすく説明したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえでお申込みください。また、ご契約後も大切に保管いただきますようお願いします。

## 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

## 注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

◎この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、賃貸くらし安心保険プラスの「普通保険約款・特約集」(弊社ホームページ(<http://www.sjrm-ssi.co.jp>)に記載)をご参照ください。ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せ下さい。

◎お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けていますので、必ずご確認ください。

◎ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合は、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

## I. 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組みについて

## 契約概要

この商品は、賃貸住宅(以下「借用戸室」といいます。)にお住まいの方を対象として、偶然な事故による借用戸室に収容されている「家財」の損害、借用戸室の修理費用等、借用戸室の貸主に対して賠償責任を負担することおよび日常生活において他人に対して賠償責任を負担することによる損害を補償の対象とする保険です。補償内容など詳細につきましては、「3.補償内容について」をご確認ください。

## 2. 保険の対象(ご契約の対象)

## 契約概要

## (1) 物保険(家財補償)の対象となるもの

借用戸室に収容され、かつ、被保険者の所有する家財(普通保険約款第1章第2条(7)に規定する運送中の家財を含みます。)が保険の対象となります。また、畳、建具その他これらに類するもの、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち借用戸室に付加したもの、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するもののうち借用戸室に付加したもの、換気扇、自動温水器、ルームクーラーその他これらに類する器具のうち借用戸室に付加したもの、借用戸室内に設置されたエアコンと接続された室外機、借用戸室に付属する洗濯機置場に設置された洗濯機、盗難の場合の専用駐輪場に収容される自転車または原動機付自転車で、被保険者が所有するものは、特別な約定がない限り、保険の対象に含まれます。なお、借用戸室がサービス付き高齢者住宅または有料老人ホームに該当する場合は、「被保険者の所有する家財」の他「レンタル福祉用具」も保険の対象となります。

## ★(2) 物保険(家財補償)の対象とならないもの(詳しくは、賃貸くらし安心保険プラス「普通保険約款・特約集」をご確認ください。)

ア. 自動車(注1)、船舶(注2)および航空機

イ. 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、印紙、切手、乗車券、商品券、チケット類その他これらに類するもの(注3)

ウ. 業務の目的のみに使用される動産

エ. 貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの

オ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

カ. テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの

キ. 動物および植物等

(注1)自動三輪車・自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものを除きます。)

(注2)ヨット、モーター、ボートおよびボートを含みます。

(注3)生活用の通貨、乗車券等または預貯金証書に普通保険約款第1章第3条の盗難による損害が生じたときに限り、これを保険の対象として取り扱います。

## 3. 補償内容について

## 契約概要

## 注意喚起情報

## (1) 保険金をお支払いする主な場合(詳しくは、賃貸くらし安心保険プラスの「普通保険約款・特約集」をご確認ください。)

## ① 損害保険金およびこれに付随する費用保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
損害保険金	<p>ア. 火災、落雷、破裂・爆発</p> <p>イ. 借用戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突等(雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れ等の事故による損害を除きます。)</p> <p>ウ. 給排水設備の事故・他の戸室での事故による水濡れ(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)</p> <p>エ. 騒じょう、労働争議等</p> <p>オ. 風災・雹(ひょう)災・雪災(借用戸室または開口部が破損したために生じた損害)</p> <p>カ. 水災(再調達価額の30%以上の損害または床上浸水を被った場合)</p> <p>キ. 盗難(保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後、直ちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことが条件です。)</p> <p>ク. ア. からキ. まで、およびコ. の事故以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>ケ. 転居する際の運送中におけるア. からオ. まで、またはキ. からク. までの事故</p> <p>コ. 借用戸室内における生活用の通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難(保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後、直ちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことが条件です。加えて、預貯金証書の場合は、保険契約者または被保険者が、盗難を知った後、直ちに預貯金先あてに被害の届出をし、かつ、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたことが条件です。)</p>	再調達価額。ただし、保険の対象の損害を修繕することができる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費。1回の事故につき、家財保険金額を限度とします。
		再調達価額。ただし、保険の対象の損害を修繕することができる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費。1回の事故につき、家財保険金額×5%の金額を限度とします。
		再調達価額。ただし、保険の対象の損害を修繕することができる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費。盗取された保険の対象を回収することができたときは、保険の対象の再調達価額を限度とし、回収のために支出した必要は費用は、損害の額に含まれます。1回の事故につき、100万円を限度とします。
罹災時諸費用保険金	前記ア. からカ. までの事故によって損害保険金が支払われるとき	損害保険金×5%
残存物取片づけ費用保険金	前記ア. からク. までの事故によって損害保険金が支払われる場合で、その事故により生じた残存物の取片づけ費用が発生したとき	被保険者が支出した費用の額。ただし、1回の事故につき、損害保険金×5%の金額を限度とします。

臨時宿泊費用保険金	前記ア. からカ. までの事故によって損害保険金が支払われる場合で、その事故により飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として、借用戸室に居住することができなくなったために被保険者が支出した臨時宿泊費用（借用戸室が事故発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用で食事代等の宿泊に付随する費用は除きます。）が発生したとき	被保険者が支出した費用の額。ただし、1泊につき2万円（10泊まで）、1回の事故につき、20万円を限度とします。
被災転居費用保険金	前記ア. からカ. までの事故によって損害保険金が支払われる場合で、半損以上の損害により居住できなくなり、転居費用（賃貸借契約・引越費用）を支出したとき	被保険者が支出した費用の額。ただし、1回の事故につき、賃貸借契約費用、引越費用それぞれ20万円を限度とします。

★前記ア. からケ. の事故について、時計・財布・バッグは1個または1組につき20万円限度、原動機付自転車・自転車は1台につき10万円限度。なお、ク. の事故により原動機付自転車・自転車に生じた損害は補償対象外。

★保険の対象が貴金属・宝石・美術品等で、1個または1組の時価額が30万円以下である場合は、損害の額は、保険の対象の時価額となります。また、1個または1組の時価額が30万円以下である場合で、1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。1個または1組の時価額が30万円以下である場合で、盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、保険の対象の時価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、損害の額に含まれます。

★1回の事故について支払われるべき損害保険金、費用保険金、修理費用保険金、ドアロック交換費用保険金およびピッキング防止費用保険金の各保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、弊社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

## ② 修理費用保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
修理費用保険金	前記①ア. からコ. の事故による損害につき、貸主との契約に基づきまたは急迫の事情がある場合に、自己の費用でこれを修理したとき（借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。）（オ. の事故の際ににおいて借用戸室またはその開口部が事故により破損することおよびカ. の事故の際ににおいて保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じることまたは借用戸室が床上浸水を被ることは、修理費用保険金の支払条件とはなりません。）	●前記①ア. からキ. まで、およびコ. の事故1回の事故につき、100万円を限度とします。 ●前記①ク. の事故修理費用から自己負担額3万円を引いた額。ただし、修理費用補償追加特約（ワイド10）の場合は、1回の事故につき10万円限度。
	④凍結により生じた借用戸室の専用水道管または給湯器の損害、または⑤窓ガラスの熱割れによる損害が生じた場合に、貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき（借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。）	修理費用の額。ただし、1回の事故につき、④の損害は10万円、⑤の損害は50万円を限度とします。また、④の損害に関する保険金の支払は、保険期間中1回に限ります。
ドアロック交換費用保険金	玄関ドアの鍵が盗取され、事故の日から180日以内に被保険者がドアロックの交換費用を支出したとき（保険契約者または被保険者が被害の発生を知った後、直ちに警察署あてに被害の届出をし、受理されたことが条件です。）。	費用の額。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とし、保険金の支払は保険期間中1回に限ります。
ピッキング防止費用保険金	盗難あるいはいたずらによって玄関ドアのロックを解錠または使用不能にされ、事故の日から180日以内に同様な事故を防止する目的でドアロックの交換費用もしくは防犯装置の設置費用を支出したとき（保険契約者または被保険者が被害の発生を知った後、直ちに警察署あてに被害の届出をし、受理されたことが条件です。）。	

## ③ 賠償責任保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
借家人賠償責任保険金	火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水濡れにより借用戸室に損害を与える、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき	損害賠償金等の額。ただし、1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額を限度とします。
	次の損害について、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき ア. 次の箇所に生じた上記記載の事故以外の不測かつ突発的な事故の損害。 洗面台、便器、浴槽、窓ガラス、照明器具、IHクッキングヒーター イ. 借用戸室内における被保険者の死亡を直接の原因として借用戸室が汚損損害を受けたため、その借用戸室の修理、清掃または消臭費用の損害。 ウ. 借用戸室内における被保険者の死亡を直接の原因としてその借用戸室の賃貸借契約が終了する場合において、被保険者の遺品整理のための費用の損害。ただし、イ. の修理等の損害が生じた場合に限ります。	損害賠償金等の額。ただし、1回の事故につき、それぞれ50万円を限度とします。
個人賠償責任保険金	日本国内における借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故、または日常生活（借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担したとき	損害賠償金等の額。ただし、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度とします。

★弊社が同一の事故に対して支払う保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。

## ★(2) 保険金をお支払いできない主な場合（詳しくは、賃貸くらし安心保険プラスの「普通保険約款・特約集」をご確認ください。）

各保険条項共通	修理費用保険条項
・保険契約者、被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使等 ・地震、噴火、これらによる津波 ・核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性等による事故	・保険契約者、被保険者の重大な過失または法令違反 ・借用戸室の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主の所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・貸主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に対する修理費用 ・借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 ・借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害 ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 等
物保険（家財補償）条項	
・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人等の重大な過失、法令違反 ・保険契約者、被保険者が所有、運転する車両、その積載物の衝突、接触 ・前記①①ア. からカ. もしくはク. の事故の際ににおける保険の対象の紛失・盗難 ・屋外にある間に生じた事故（一部例外があります。） ・前記①①ク. の事故によって生じた保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねズみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 ・前記①①ク. の事故によって生じた不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 等	・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、正当な権利を有する者に對しての損害賠償責任 等
賠償責任保険条項	

#### 4. 主な特約およびその概要について

契約概要

この保険にセットいただける主要な特約は次のとおりです。(詳しくは、賃貸くらし安心保険プラス「普通保険約款・特約集」をご確認ください。)

修理費用補償追加特約（ワイド10） ((ワイド10)の契約者に自動セット)	不測かつ突発的な事故により借用戸室に損害が生じ、貸主との契約に基づきまたは急迫の事情がある場合に自己の費用でこれを修理したとき、修理費用から自己負担額3万円を差し引いた額を、1回の事故につき10万円限度に支払う特約です。
法人等契約の被保険者に関する特約 (契約者が法人等の場合に自動セット)	法人等(個人事業主を含みます。)が保険契約者となり、この特約により、被保険者の氏名を特定せず、保険契約者の役員、使用人または管理下にある者で借用戸室に居住する者を被保険者とする特約です。
転居に関する特約 (すべての契約者に自動セット)	転居後の借用戸室においてもこの保険契約を新たに締結した場合に適用し、これにより、転居前の借用戸室と転居後の借用戸室の賃貸借契約期間が重複している場合に限り、30日間を限度として転居前の借用戸室において生じた保険金支払事由に対しても、転居後の借用戸室にかかる保険契約において保険金を支払うことができる特約です。
サービス付き高齢者住宅特約 (サービス付き高齢者住宅に自動セット)	借用戸室がサービス付き高齢者住宅または有料老人ホームに該当する場合、「被保険者の所有する家財」の他「レンタル福祉用具」も保険の対象とする特約です。
保険証券の発行省略特約 (同意の契約者に自動セット)	保険契約者が保険契約申込書等により保険証券等の発行を省略することについて同意した場合に適用する特約です。
保険料のコンビニエンスストア払特約 (コンビニ払に自動セット)	保険料の払込方法としてコンビニエンスストア払を選択した場合に適用する特約です。
通信販売特約 (通信販売契約に自動セット)	所定の事項を記載した契約申込書の郵送、または情報処理機器等通信手段を媒介として保険契約申込みの意思表示をし保険契約を締結する場合に適用する特約です。
保険料のクレジットカード払特約 (クレジットカード払に自動セット)	保険料の払込方法としてクレジットカード払を選択した場合に適用する特約です。
保険料分割払特約 (保険料分割払に自動セット)	保険料を分割払で払込む場合に適用する特約です。
保証会社による保険料立替払特約 (保証会社立替払に自動セット)	保険料の払込方法として保証会社による立替払を選択した場合に適用する特約です。
保険料の口座振替払特約 (口座振替払に自動セット)	保険料の払込方法として口座振替払を選択した場合に適用する特約です。

#### 5. 損害重複に関する事項について

注意喚起情報

★ 被保険者が契約されている他社の保険契約等(共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。)に、既にこの保険と同種の補償がある場合、補償重複となり、重複した範囲において保険金が減額されたり、受け取れないことがあります。補償内容の差異やご契約の要否等をご確認のうえご契約ください。  
(例)この保険契約の個人賠償責任補償と他にご加入の自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約やこの保険契約の借家人賠償責任補償と他にご加入の傷害保険等の借家人賠償責任補償特約など

#### 6. 引受条件(保険金額等)について

契約概要

注意喚起情報

- ★(1) この保険は契約プラン販売方式を採用しており、再調達価額基準により家財保険金額を設定しています。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。実際にご契約いただくお客様のご契約の保険金額につきましては、保険契約申込書をご確認ください。ただし、貴金属・宝石・美術品等は時価額(再調達価額から使用消耗分を差引いた金額)基準の支払いとなります。
- ★(2) 弊社は保険料の計算基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生し、予定する損害に照らして大幅に乖離したことから、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、保険期間残余分における保険金額の減額を行なうことがあります。また、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

#### 7. 保険期間(保険のご契約期間)、責任開始日(保険始期)について

契約概要

注意喚起情報

★ この保険の保険期間は、2年間と1年間の2つのプランがあります。1年末満の短期契約はできません。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の保険期間につきましては、保険契約申込書をご確認ください。また、保険証券に記載された保険期間の初日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終ります。なお、保険料が保険証券に記載された保険開始日以後に払込まれた場合には、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払できませんのでご注意ください。

(継続のご案内について)ご契約の満了日の60日前までに、ご契約継続等のご案内をいたしますので、ご確認ください。

#### 8. 保険料に関する事項について

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険の保険料は、保険の対象を収容する借用戸室の所在地・面積・構造には関係なく全国同一の保険料となっており、家財保険金額、保険期間、保険料払回数によって決定されます。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書をご確認ください。
- ★(2) 弊社は保険料の計算基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生し、予定する損害に照らして大幅に乖離したことから、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、保険期間残余分における保険料の増額を行なうことがあります。
- ★(3) この保険料は、地震保険料控除および生命保険料控除のいずれにも該当しません。

#### 9. 保険料払込みに関する事項について

契約概要

注意喚起情報

保険料は、保険期間が開始するまでに、ご選択いただいた契約プラン・払込経路に応じた保険料の全額を一括してお支払ください。

#### 10. 満期返り金・契約者配当金に関する事項について

契約概要

この保険には、満期返り金および契約者配当金はありません。

## II. 契約締結時におけるご注意事項

#### 1. 告知義務等について

注意喚起情報

★ ご契約者または被保険者となる方は、弊社が告知を求める項目(ご契約者の氏名・住所、被保険者の氏名・性別・生年月日、借用戸室の所在地・用途、他の保険契約等(支払事由が同一の他の保険契約、共済契約)の有無)について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失によって、告知事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。解除となる場合には、ご契約の未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。

#### 2. クーリング・オフ(契約申込みの撤回等)について

注意喚起情報

ご契約の申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリング・オフ)を行うことができます。クーリング・オフは、ご契約を申込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内(消印有効)であれば行なうことができます。手続きは、代理店ではできませんので、下記記載事項を記載し下記郵便宛先へ郵送または弊社ホームページ「お問い合わせ」ボタンから下記記載事項の入力にてご通知ください。

《郵便宛先》〒550-0002大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 行

《ホームページ》(<http://www.sjrm-ssi.co.jp>) 「お問い合わせ」ボタンから「メッセージ」欄へ入力

《記載事項》①クーリング・オフする旨の記載 ②ご契約者の氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号 ③契約申込年月日

クーリング・オフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、すみやかにお返しします。また、弊社および代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、クーリング・オフの申し出が保険契約の解除である場合、当該解除までの期間に相当する保険料については返還しません。

### 3. 重複契約の取扱いについて

注意喚起情報

★ この保険契約の被保険者は、保険期間を重複して弊社の同種の保険契約の被保険者となることはできません。また、弊社の同種の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

## III. 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等について

注意喚起情報

★ ご契約者または被保険者となる方は、ご契約締結の後、借用戸室の用途の変更、借用戸室に居住しなくなったこと、保険の対象の譲渡やその他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、遅滞なくその旨を通知いただく義務(通知義務)があります。その事実の発生によって引受範囲を超えることとなった場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。解除となる場合には、未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。

### 2. 保険料の払込猶予期間、契約の失効等について

注意喚起情報

★(1) 保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合には、保険契約の申込みがなったことになりますので、この期間内に保険料を払い込まなければなりません。

★(2) 保険契約締結の後、借用戸室に係る賃貸借契約が終了した場合には、この保険契約は、失効となり、その後に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険事故により損害保険金の支払額が家財保険金額に相当する額となった場合には保険契約は終了します。

### 3. 解約と解約返戻金について

契約概要

ご契約を解約される場合には、代理店または弊社までご連絡ください。解約に際しては、未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。なお、解約返戻金をお支払できない場合もありますので、詳しくは、代理店または弊社までお問合せください。

### 4. 繙続の際の保険契約について

注意喚起情報

★(1) 弊社は、保険期間満了日の60日前までに、継続契約引受けの場合の保険料その他の保険金額等の引受内容を記載した継続案内書を保険契約者に送付します。なお、弊社は、保険契約者または被保険者ならびに借用戸室について、事故の頻度、損害の状況、および損害発生の可能性等を考慮して、保険契約を継続しないことがあります。また、弊社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料の妥当性を検証し、保険料の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

★(2) 継続前保険期間満了日の30日前までに、保険契約者より、継続を行わない旨の申出がない場合には、継続案内書の内容で継続します。ただし、継続後の保険契約の始期の属する月の翌月末日までに継続後の保険契約の保険料のお支払いがない場合は、保険契約の継続を行わないものとなりますのでご注意ください。

★(3) この保険が不採算となり、継続契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

### 5. 事故が発生した場合について

注意喚起情報

- (1) 万一、保険事故にあわれたら、遅滞なく弊社「事故受付センター(フリーダイヤル)0120-323-671 (24時間365日対応)」までご連絡ください。
- (2) 火災、漏水等の事故が発生した場合には、損害のあった物の確認が必要となりますので、弊社が損害の調査を実施する前に損害品の処分をされないようにご注意ください。
- (3) 保険金を請求する権利は、支払事由が生じた日(賠償事故については賠償額が確定した日)の翌日から3年が経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。
- (4) 賠償事故にかかる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- (5) 物保険(家財補償)の損害保険金の支払額が1回の事故につき、家財保険金額に達した場合には、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に保険契約は終了します。この場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は復元し、減額することはありません。

### 6. 保険証券等について

注意喚起情報

保険証券は保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および「パンフレット兼重要事項説明書」、「普通保険約款・特約集」をご確認のうえ、「パンフレット兼重要事項説明書」、「普通保険約款・特約集」とともに大切に保管してください。なお、「保険証券の発行省略特約」がセットされたご契約は、弊社のウェブサイト上のご契約者ごとの特定ページに保険契約の内容を表示していますので、ご確認ください。

## IV. その他ご留意いただきたいこと

### 1. 代理店の権限について

注意喚起情報

代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結、保険契約申込書の取付、保険契約の維持管理等の代理業務を行っています。代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、通信販売特約がセットされたご契約については、代理店を介せず、弊社に直接お申込みいただいたものとなります。

### 2. 貸貸くらし安心サポートについて

注意喚起情報

この保険契約には、水まわりのトラブル、入口ドアのカギ開け、室外に面した窓ガラス破損への緊急対応として、緊急出動サービス業者を手配するサービスがついています。ご利用の際は「(フリーダイヤル)0120-700-099 (24時間365日受付)」までご連絡ください。なお、部品代等の実費や30分を超える作業費用等は無料になりませんので、詳しくは、代理店または弊社までお問合せください。

### 3. 法令で注意喚起することとされている事項について

注意喚起情報

- ★(1) 弊社が破綻した場合でも、この保険では、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置がありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。
- (2) 弊社(少額短期保険業者)がお引受け可能な保険契約は、次の①から③までのすべてに該当する保険となります。
- ① お引受けできる保険期間は2年までとなります。
  - ② お引受けできる保険金額は1被保険者について1,000万円までとなります。ただし、1被保険者について引受けるすべての保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれる個人の日常生活に関わる賠償責任保険を含むものがある場合には別枠で1,000万円までの引受けを行うことができます。(この保険においては、物保険(家財補償)・修理費用保険:1,000万円まで、賠償責任保険:1,000万円まで)
  - ③ 1保険契約者について引受けるすべての保険の上限総保険金額は上記②の保険金額に100を乗じた金額までとなります。

### 4. 苦情・ご相談窓口について

注意喚起情報

保険の内容に関する苦情・個人情報の取扱いに関するお問合せ・ご相談窓口	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 電話(フリーダイヤル):0120-576-225 受付時間:平日 午前9時30分～午後5時30分(土日・祝日・年末年始などの弊社の休業日を除きます。)
------------------------------------	---

事故が起こった場合のご連絡先	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社事故受付センター 電話(フリーダイヤル):0120-323-671 受付時間:24時間365日対応
----------------	--

弊社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできます。

(指定紛争解決機関) 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 受付時間:9:00～12:00, 13:00～17:00 〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2階 受付日:月曜日から金曜日(祝日、年末年始休業期間を除く。)
---

Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755

## 個人情報に関するお取扱いについて

弊社は、個人情報の保護が重要な責務であることを深く認識し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)およびその他関連法令を遵守した業務運営を行い、その運営方針を以下のとおり定め、個人情報および特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全かつ確実な管理を行います。また、本契約に関する個人情報を、本保険契約引受・維持・管理、付帯サービスの提供等を行うために利用するほか、下記(1)～(8)の利用・提供を行うことがあります。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 個人情報の保護に関する法律、その他法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- (3) 弊社の業務遂行上必要な範囲で、代理店等の業務委託先に提供する場合
- (4) 保証会社による保険料立替払特約を付帯した契約において、保険契約内容、保険契約申込書記載内容その他知り得た情報を業務上必要な範囲で保証会社に提供し利用させる場合。
- (5) 保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲で、保険事故の関係者(事故当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合
- (6) 保険金支払いの健全な運営に必要な範囲で、他の保険業に関連する企業・団体・協会等へ提供する場合
- (7) 再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等に必要な情報を提供する場合
- (8) 一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の他の少額短期保険業者各社および特定の損害保険会社とともに保険金等の支払いまたは保険契約の解除、取消もししくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会する場合(支払時情報交換制度)

\*「支払時情報交換制度」につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

弊社における個人情報に関するお取扱いの詳細につきましては、弊社ホームページ(<http://www.sjrm-ssi.co.jp/>)の「個人情報保護方針」をご覧ください。

事故が発生  
したら、ただちに  
ご連絡ください

事故受付センター 24時間 365日対応  
フリーダイヤル 0120-323-671

事故が起きたら、まず弊社事故受付センターへご連絡ください。事故状況等をお聞きした後、保険金お支払いに関するお手続きなどのご案内をさせていただきます。

### 事故から保険金お支払いまでの流れ

#### 事故発生(お客様) ⇒ 事故受付センターへご連絡

ご連絡の際、お手元に、契約申込書【ご契約者様控】または保険証券等をご用意いただきますようお願いいたします。

#### 事故状況・事故原因等の確認

お支払いの対象となる事故

\*1

損害状況の確認  
保険金請求に必要な書類のご案内

\*2 鑑定・調査を行う場合もあります。

\*2

(お客様)  
保険金請求書類・資料の作成と提出

保険金支払審査

保険金のお支払い

お支払いの対象  
とならない事故

保険金お支払い対象外です

\*1 保険金のお支払いに向け、損害状況や事故状況の確認について、ご協力を願っています。

\*2 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。